

令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の選定に係る提案内容審査について

1 審査委員会による審査

宮崎県職員により構成する審査委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

2 応募書類の審査方法

(1) 審査委員会委員は、「令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」に係る補助事業者（執行団体）応募書類審査基準及び採点表」（別添2）に基づき、以下の採点基準で採点する。

| 【採点基準】 | <配点10点> | <配点15点> | <配点20点> |
|---------|---------|---------|---------|
| A（良い） | 10点 | 15点 | 20点 |
| B（やや良い） | 8点 | 12点 | 16点 |
| C（普通） | 6点 | 9点 | 12点 |
| D（やや悪い） | 4点 | 6点 | 8点 |
| E（悪い） | 0点 | 0点 | 0点 |

(2) (1)の委員毎の採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

(3) 複数の応募者の(2)で算出した平均点が同点の場合、次の①から⑤の順で採択する補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

(4) 応募者が一者の場合、(2)で算出した平均点が60点以上であれば補助事業者として採択することができる。